平成２２年（フ）第４６１号
埼玉県川越市今成３丁目９番地16　スペースユーＡ―103号室
債務者　荒井　秀勝
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１５号
埼玉県比企郡鳩山町大字小用1236番地３
債務者　丸山美代子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１７号
埼玉県川越市大字藤間1132番地35
債務者　山本紀美子（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１８号
埼玉県所沢市大字牛沼148番地の１　エクセルハイツＢ―101
債務者　小池　年正
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１９号
埼玉県所沢市大字牛沼148番地の１　エクセルハイツＢ―101
債務者　小池早百合
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２０号
埼玉県富士見市大字上南畑45番地の１
債務者　小俣由美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２１号
埼玉県日高市大字中鹿山502番地11
債務者　澤内　友行
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２４号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ18棟503号
債務者　堀川喜和子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２６号
埼玉県川越市霞ケ関東４丁目１番地７　レジデンス霞203号室
債務者　伊藤　道代
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３０号
埼玉県富士見市東みずほ台４丁目20番地27
債務者　土橋奈美代（旧姓猪股）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３２号
埼玉県比企郡鳩山町楓ケ丘４丁目15番７号
債務者　石井　　武
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４８１号
埼玉県羽生市南２丁目１番56号　カーサすみれ202号
債務者　湯本　精一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４８３号
埼玉県深谷市上野台3182番地８
債務者　野澤　智子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９０号
埼玉県本庄市中央１丁目５番22号
債務者　山田　　進
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１２７９号
千葉県市原市山田橋３丁目１番地50
債務者　植草　彩美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２６号
千葉市若葉区桜木８丁目19番19号
債務者　羽山　初行
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２７号
千葉市若葉区桜木８丁目19番19号
債務者　羽山　静子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６２号
千葉県船橋市西船４丁目10番５号　プラージュ参番館203号
債務者　宍倉　啓太
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係